

町営水泳プール等整備事業関連 使用料改正の概要について(案)

1 主な変更点について

(1) 当日券

- ① 総合体育館、プールは、既存施設と変更なし。
- ② 新たな施設となる「つなぐ棟(トレーニング機能)」を 240 円/1回に設定。
→ 既存総合体育館に比べてトレーニング機能が拡充されること、維持管理経費(光熱水費)が増加すること、専門の人員が配置されサービスが向上することから 240 円/1回と設定

(2) 回数券

- ① 複数施設の共通回数券を廃止し、施設毎の回数券。
- ② 12 枚つづりから6枚つづりへ変更。
- ③ 各施設6枚つづりを5回分の価格で設定。
※これまでの 12 枚つづりは、10 回分の価格で販売。

(3) 6か月券を廃止し、1か月券を新設

- ① ひと月に 10 回分の価格で設定(同程度の施設を参考)
- ② 期間の短いサービス券を発行することで、新たな利用者の獲得。

(4) 減額・免除制度について

- ① 他の施設との適用基準と同じ

(5) 専用利用時の、入場料・会費徴収の有無、営利目的の加算割合の整理

- ① これまで温水プールにおいて規定がなかったことから、その他社会体育施設と統一した加算割合とする。

2 改正後料金

別紙「資料2-2」参照

3 今後のスケジュール

	日 程	項 目	備 考
1	令和4年9月 21 日	第 11 回厚生文教常任委員会	町営水泳プール等整備事業関連 使用料改正の概要について
2	令和4年 10 月	まちづくり意見募集 (パブリックコメント手続)	社会体育施設の使用料等について
3	令和4年 11 月	使用料等審議会	社会体育施設の使用料等について
4	令和4年 11 月	指定管理者選定委員会	
5	令和4年 12 月	12 月定例会議	条例改正提案予定 (随時、所管委員会に情報提供)
6	令和5年3月 31 日	既存プール供用終了	
7	令和5年7月1日	新プール供用開始	